

令和7年度

医療に関する税制要望

公益社団法人 日本医師会

令和6年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備・施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、令和7年度には、税制面において次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

- 1 社会保険診療等に係る消費税制度の見直し.....1
社会保険診療等に係る消費税について、診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、病院においては軽減税率による課税取引に改めること
- 2 医業承継時の相続・贈与に関する税制措置.....2
 - (1) 医療における法人の新たなあり方の検討
 - (2) 医療法人の出資の評価方法の改善
 - (3) 基金拋出型医療法人における負担軽減措置の創設等
 - (4) 認定医療法人制度に係る税制措置の拡充
 - (5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善
- 3 医療機関に対する事業税特例措置の存続.....4
 - (1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
 - (2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置について地域医療の確保を図る趣旨に沿って存続
- 4 医療機関の強靱化を支援するための税制措置.....5
 - (1) 医療機関が地域の防災に資するよう耐震構造建物、防災構造施設、防災用設備等に係る税制上の特例措置創設
 - (2) 病院・診療所用建物の耐用年数の短縮
 - (3) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等について、即時償却又は税額控除（10％）を選択適用できる措置を講ずること
 - (4) 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずるとともに適用期限を延長すること
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10％の税額控除又は即時償却の選択適用
 - ② 勤務時間短縮用設備等の特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置
 - (5) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること

5	地域医療構想の実現に資する設備に関する税制措置	10
	構想適合病院用建物等の特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに適用期限を延長すること	
6	医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置.....	11
	(1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資について、一定期間の固定資産税の非課税措置を講ずること	
	(2) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えると同時に適用期限を延長すること	
7	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置存続	13
8	公益法人等に関する所要の税制措置	14
	(1) 医師会について 開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置	
	(2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置	
	(3) 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し	
	(4) 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における保険外併用療養費に係る収入の取扱いの見直し	
9	消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長....	16
10	賃上げ促進税制における税額控除上限の引き上げ	17

1 社会保険診療等に係る消費税制度の見直し

社会保険診療等に係る消費税について、診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、病院においては軽減税率による課税取引に改めること

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス等については消費税の非課税措置が講じられているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）対応分についても、検証の結果、補てん不足が判明し、見直しが行われた経緯があり、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

平成30年12月14日に自由民主党・公明党が公表した平成31年度税制改正大綱に、「(前略) 今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなどを対応していくことが望まれる。」と記載されました。

しかしながら、個々の医療機関の消費税負担解消は課題として残されています。個々の医療機関の消費税負担解消のためには課税取引への転換が有力な選択肢として考えられる一方で、小規模医療機関等への影響も配慮して慎重に検討する必要があります。そこで、診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、病院においては軽減税率による課税取引に改めることを要望します。

(消費税法第4条、第6条、第30条、別表第二第六号、第七号イ、第八号)

(参 考) 「診療所」、「病院」は医療法第1条の五において規定されている。

2 医業承継時の相続・贈与に関する税制措置

- (1) 医療における法人の新たなあり方の検討
- (2) 医療法人の出資の評価方法の改善
- (3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等
- (4) 認定医療法人制度に係る税制措置の拡充
- (5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

－ 相続税・贈与税・所得税 －

事業承継に関する相続税・贈与税については、平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されましたが、医療法人の持分については、取引相場のない株式等と同等に評価・課税されているにも拘らず、課税の軽減措置である同制度の適用から外される結果となっており、課税上のバランスを欠いております。

さらに、個人事業の承継については、平成 31 年度税制改正で個人版事業承継税制が創設されたことから、持分あり医療法人の税制措置の適用対象からの除外は一層際立つこととなりました。

医師偏在対策の観点からも、また、地域に必要な医療を確保するためにも、相続税等の納税のために医業継続に不可欠な財産までもが換金等され、地域の医療資源が脆弱化することのないよう、手当てすることが必要です。

そこで、医業承継に関する税制について、次の改善を行うよう要望します。

(1) 医療における法人の新たなあり方の検討

一般社団法人による診療所の開設が増加している状況に鑑み、医療における法人の新たなあり方について、厚生労働省において検討すること。

(2) 医療法人の出資の評価方法の改善

経過措置としての持分のある医療法人は、制度上の永続性を認められないのであるとするならば、純資産価額方式における評価減を行うこと。評価減割合は、法定評価方法である存続期間の定めのない地上権の評価方法（60%評価減）に準じること。

(財産評価基本通達 194-2、相続税法第 23 条)

(3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等

持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、基金拠出型医療法人への移行の際には、移行前の出資者が持分を基金として拠出した場合に生ずる配当所得課税を繰り延べる措置を講ずるとともに、当該基金に係る相続税・贈与税について納税猶予の措置を講ずること。

さらに、医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることや、基金の返還については法令上の規制が存在することを考慮し、相続発生時の返還可能額を

上限とする評価に改めること。

(4) 認定医療法人制度に係る税制措置の拡充

認定医療法人制度に係る税制措置について、以下の拡充措置を講ずること。

相続が発生したときに認定医療法人制度を利用する場合は、相続後、相続税の申告期限（10ヶ月）までに移行計画の認定を受け、納税猶予の手続きを行う必要があるが、期限までに準備することは実務上困難である。そこで、相続発生後の認定申請について、例えば、認定要件の緩和や、利子税・延滞税を免除した上で申告期限を延長するなど必要な措置を講ずること。

また、みなし贈与課税を受けないための8つの要件については、その判断基準があいまいなものや、相続税法第66条第4項における相続税等の「負担が不当に減少」の解釈に直接関係のないものがあり、本制度の適用を受ける医療法人が限定的となる一要因と考えられる。そこで、以下の①～③の要件の解釈を弾力化し、以下の④～⑧の要件を廃止または緩和すること。

- ① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽その他公益に反する事実がないこと
- ⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
- ⑧ 医業収入が医業費用の150%以内であること

（措置法第70条の7の9～14）

(5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件について、認定医療法人制度の認定要件との整合性を図ること。

3 医療機関に対する事業税特例措置の存続

(1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続

(2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置について地域医療の確保を図る趣旨に沿って存続

－ 事業税 －

(1) 社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

また、医療機関は、本来、地域の行政が担うべき公共的な保健予防活動（健診、予防接種ほか）の多くを担っており、地方税たる事業税に係る特例措置は、医療機関の地域貢献に対する措置として相応しいものです。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 12)

(2) 医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

さらに、医療機関は、本来、地域の行政が担うべき公共的な保健予防活動（健診、予防接種ほか）の多くを担っており、地方税たる事業税に係る特例措置は、医療機関の地域貢献に対する措置として相応しいものです。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を地域医療の確保を図る趣旨に沿って存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7)

(参 考) 法人事業税の標準税率（特別法人事業税との合算税率（* 1））

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

* 1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

4 医療機関の強靱化を支援するための税制措置

- (1) 医療機関が地域の防災に資するよう耐震構造建物、防災構造施設、防災用設備等に係る税制上の特例措置創設
- (2) 病院・診療所用建物の耐用年数の短縮
- (3) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等について、即時償却又は税額控除(10%)を選択適用できる措置を講ずること
- (4) 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずるとともに適用期限を延長すること
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用
 - ② 勤務時間短縮用設備等の特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置
- (5) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること

－ 所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税 －

- (1) 医療機関が地域の防災に資するよう耐震構造建物、防災構造施設、防災用設備等に係る税制上の特例措置創設

病院・診療所が地域の防災に資するよう、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- ① 耐震構造建物、防災構造施設、防災用設備を取得した場合の30%の特別償却又は7%の税額控除
- ② 耐震構造建物、防災構造施設、防災用設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

- (2) 病院・診療所用建物の耐用年数の短縮

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっていることから、耐用年数の短縮を要望します（実態調査の結果）。

（耐用年数省令別表第一）

病院・診療所用建物の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

(3) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等について、即時償却又は税額控除（10%）を選択適用できる措置を講ずること

現在、政府による医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進められており、オンライン資格確認システムの導入、電子処方箋の導入、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化などの施策が打ち出されています。

こうした医療DXの最終受益者は、より最適な医療を受けることができる患者であり、医療費の適正化を実現できる国である一方で、医療機関にとっては収益増につながるわけではありません。したがって、医療DXを国策として推進するのであれば、現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担すべきものであり、補助金により整備されるべきです。

しかるに、医療機関に追加的な費用負担が生じることは避けがたい現状を踏まえ、補助金を補完する施策として、医療設備のデジタル化等に資する設備投資ならびにシステム投資（短時間で正確な診断を行うための画像診断装置等や手術用ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、医療画像情報システム、センサー機能を使用した院内搬送用ロボット、患者離床センサー、遠隔診療システム、通信機能付きバイタルサイン測定機器、電子カルテ等の取得）を支援する税制措置が必要です。

また、電力・ガス等のエネルギー価格の高騰に直面する医療機関のエネルギー消費の効率化を推進するため、医療機関における省エネルギー効果の高い設備（空調設備、熱源機器、給湯設備、厨房機器、照明、コージェネ、ガス機器等）や再生可能エネルギー設備の取得を支援する税制措置が必要です。

そこで、持続可能な社会保障制度の構築を目指し、良質な医療を効率的に提供する体制を整備するため、医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化のための設備投資等（建物附属設備、構築物、器具備品、ソフトウェア）について、即時償却又は税額控除を選択適用できる措置の創設を要望します。

(4) 医療用機器等の特別償却制度（医療用機器に係る特別償却制度及び勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度）の拡充及び延長

医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して良質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。また、医師等の働き方改革を進めるための勤務時間短縮用設備等の導入は、医師等の勤務環境改善の観点から一層の支援が必要です。

しかしながら、医療用機器の特別償却制度及び勤務時間短縮用設備等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業経営強化税制に比し、税制上の手当てが見劣りすることは明らかです。

そこで、上記のとおり措置の拡充を強く要望します。

（措置法第12条の2、第45条の2、平21厚生労働省告示第248号）

(5) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長することを要望します。

(措置法第10条の3、第42条の6)

(参考1) 医療用機器に係る特別償却制度の概要 (適用期限：令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器 (取得価額500万円以上) (注)を取得等 (所有権移転外リース取引による取得を除く)して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の12%の特別償却ができる。

(注)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
 - ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの
2. ただし、CT・MRIで一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

(参考2) 勤務時間短縮用設備等の特別償却制度の概要 (適用期限：令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等を取得 (所有権移転外リース取引による取得を除く)又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。

2. 対象設備 (勤務時間短縮用設備等)

器具及び備品 (医療用機器を含む。)並びにソフトウェア (電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)であって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基 (通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。)の取得価額が30万円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

(参考3) 中小企業経営強化税制の概要 (適用期限：令和7年3月31日)

1. 中小企業者等 (従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など)が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除7% (資本・出資の金額が3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)を選択適用できる。

2. 対象設備

類型	要件	確認者	対象設備 (注1～3)	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160 万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない(注4) ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具 (30 万円以上) (A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品 (30 万円以上)	
D類型	修正ROA(総資産利益率)または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備 (60 万円以上)	
			ソフトウェア (70 万円以上) (A 類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

(注1) 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。

(注2) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品(医療機器に限る)、建物附属設備を除く。

(注3) ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどは除く。

(注4) 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

(参考4) 中小企業投資促進税制の概要(適用期限:令和7年3月31日)

1. 中小企業者等(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人などが、機械装置等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる(7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合)。

2. 対象となる業種

サービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除く)を除く)、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

(1) 機械・装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

(2) 測定工具及び検査工具で1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上

(3) ソフトウェア(複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く)で次に掲げるいずれかのもの

(ア) 一つのソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの

(イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が 70 万円以上のもの

(4) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)

(5) 内航海運業の用に供される船舶 (取得価額の 75%以上が対象)

※医療機関においてはソフトウェアへの適用が可能

(参 考 5)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京高裁平成 21 年(行コ)第 73 号平成 21 年 7 月 1 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

5 地域医療構想の実現に資する設備に関する税制措置

構想適合病院用建物等の特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに適用期限を延長すること

－ 所得税・法人税 －

地域医療構想の実現のため、地域医療構想の趣旨に適合した建物等の取得等の一層の支援が必要です。しかしながら、構想適合病院用建物等に係る特別償却制度は、医療機関の大部分が規模においては中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業経営強化税制に比し、税制上の手当てが見劣りすることは明らかなです。そこで、構想適合病院用建物等の特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずるとともに適用期限を延長することを要望します。

(措置法第12条の2、第45条の2)

(参 考) 構想適合建物等に係る特別償却制度の概要 (適用期限：令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。
2. 対象設備（構想適合建物等）

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

6 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置

- (1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資について、一定期間の固定資産税の非課税措置を講ずること
- (2) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに適用期限を延長すること

－ 固定資産税 －

医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税について以下の通り要望します。

- (1) 現在、政府による医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進められており、オンライン資格確認システムの導入、電子処方箋の導入、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化などの施策が打ち出されています。

こうした医療DXの最終受益者は、より最適な医療を受けることができる患者であり、医療費の適正化を実現できる国である一方で、医療機関にとっては収益増につながるわけではありません。したがって、医療DXを国策として推進するのであれば、現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担すべきものであり、補助金により整備されるべきです。

しかるに、医療機関に追加的な費用負担が生じることは避けがたい現状を踏まえ、補助金を補完する施策として、医療設備のデジタル化等に資する設備投資ならびにシステム投資（短時間で正確な診断を行うための画像診断装置等や手術用ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、医療画像情報システム、センサー機能を使用した院内搬送用ロボット、患者離床センサー、遠隔診療システム、通信機能付きバイタルサイン測定機器、電子カルテ等の取得）を支援する税制措置が必要です。

また、電力・ガス等のエネルギー価格の高騰に直面する医療機関のエネルギー消費の効率化を推進するため、医療機関における省エネルギー効果の高い設備（空調設備、熱源機器、給湯設備、厨房機器、照明、コージェネ、ガス機器等）や再生可能エネルギー設備の取得を支援する税制措置が必要です。

そこで、持続可能な社会保障制度の構築を目指し、良質な医療を効率的に提供する体制を整備するため、医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化のための設備投資（建物附属設備、構築物、器具備品）について、一定期間の固定資産税（償却資産税）の非課税措置の創設を要望します。

- (2) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に

関する固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに適用期限を延長することを要望します。

(地方税法附則第 15 条第 45 項)

(参 考)生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置 (適用期限：令和 7 年 3 月 31 日)

1. 対象者

設備の導入先となる市町村が導入促進基本計画を策定している場合に、先端設備等導入計画について市町村の認定を受けた者（医療機関の場合は、常時使用する従業員の数が 100 人以下の個人のみが対象であり、医療法人・公益法人・一般法人・社会福祉法人・学校法人・農業協同組合・生活協同組合等の非営利法人は対象外）

2. 対象設備

認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5%以上の投資計画に記載された以下の設備

設備の種類（注 1）	最低取得価格
機械装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備（注 2）	60 万円以上

(注1) 市町村によって異なる場合あり

(注2) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

3. その他要件

- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・中古資産でないこと

4. 特例措置

固定資産税を 3 年間に限り、2 分の 1 に軽減

さらに、賃上げ方針を計画内に位置づけて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、3 分の 1 に軽減

- ・令和 6 年 3 月 31 日までに取得した設備：5 年間
- ・令和 7 年 3 月 31 日までに取得した設備：4 年間

7 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置存続

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行の社会保険診療報酬の所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

8 公益法人等に関する所要の税制措置

(1) 医師会について

開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置

- (2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置
- (3) 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し
- (4) 社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における保険外併用療養費に係る収入の取扱いの見直し

－ 法人税・相続税・贈与税・固定資産税・不動産取得税・登録免許税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 開放型病院等の法人税非課税措置における非営利型一般社団法人の収入割合の要件について、地域の医療・介護体制において期待される役割に対応するため、社会医療法人・特定医療法人と同様に介護保険法の保険給付（介護系）に係る収入金額を社会保険診療等の収入金額に含めること
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ヲ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 医療保健業を行う非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

(3) 社会医療法人や認定医療法人・開放型病院等に係る以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、補助金等の収入の一時的な増加により認定等が受けられなくなることが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置、固定資産税非課税措置

- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度、法人に係る贈与税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 開放型病院等を開設する医師会が行う医療保健業に対する法人税非課税措置

しかし、補助金等の収入が増加したことをもって、当該医療機関の公益性ないし運営の適正性には何ら変化が生じるものではありません。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金その他の新型コロナ対応のために国又は地方公共団体が交付する補助金のうち固定資産の取得に係るもの以外については、令和3年3月31日付厚生労働省医政局長通知により、要件設定の趣旨に照らして、当面の間、社会保険診療等に係る収入金額（分子）及び全収入金額（分母）に算入するものとするものとされましたが、今後も生じ得るパンデミックや大災害等に備え、恒久措置として手当が必要とされています。

そこで、上記の税制措置について、補助金等の収入は、分母にも分子にも加算して収入要件を算定する等、補助金等の収入の一時的な増加により、収入要件を満たさないこととならないよう、恒久的な措置を講ずることを要望します。

(4) 社会医療法人や認定医療法人・開放型病院等に係る以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、制度変更等により保険外併用療養費が拡大しその収入が増加すれば認定等が受けられなくなることが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置、固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度、法人に係る贈与税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 開放型病院等を開設する医師会が行う医療保健業に対する法人税非課税措置

しかし、社会保険診療との併用が認められている療養に対する対価である保険外併用療養費に係る収入が増加したことをもって、当該医療機関の公益性ないし運営の適正性には何ら変化が生じるものではありません。

そこで、上記の税制措置について、保険外併用療養費に係る収入は、分子に加算して収入要件を算定する措置を講ずることを要望します。

9 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長

－ 消費税 －

診療所の多くは消費税の免税事業者に該当し、免税事業者は適格請求書（インボイス）を発行することができません。一方、課税事業者は仕入先からインボイスを受け取らないと仕入税額控除ができません。

医師会が自治体等の健診等の委託事業を直接受託する場合、免税事業者である診療所等に支払う対価についてインボイスを受け取ることができないため、免税事業者等からの仕入に係る経過措置がなくなれば、仕入税額控除できなくなり、医師会に多額の消費税負担が生じることとなります。このような医師会の消費税負担は、健診等の委託事業の継続性に一層の困難をもたらすことが懸念されます。

そこで、消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置（令和 8 年 9 月までは消費税相当額の 8 割、その後令和 11 年 9 月までは同 5 割を仕入税額控除できる措置）について、8 割を控除できる期間を大幅に延長することを要望します。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則（平成 28 年 3 月 31 日法律第 15 号）第 52 条、第 53 条）

10 賃上げ促進税制における税額控除上限の引き上げ

－ 所得税・法人税 －

30年ぶりの賃金上昇を受け、医療・介護分野においても、令和6年度の診療報酬改定及び介護報酬改定において従事者の処遇改善のための加算措置が講じられ、併せて賃上げ促進税制も活用することにより、賃上げを実現することが強く期待されています。

しかし、医療機関・介護施設等においては人件費率が高いことから、賃上げに要する金額が大きくなり、税額控除の対象となる額（賃上げ額に税額控除率を乗じた額）が賃上げ促進税制の税額控除上限とされている「当期の法人税額等の20%」を超えてしまい、控除しきれないケースが多発することが想定されます。

そこで、医療機関・介護施設等においても賃上げ促進税制を十分に活用できるようにするため、業界の特性に応じて20%の税額控除上限を引き上げる措置を講ずることを要望します。（措置法第10条の5の4、第42条の12の5）

（参考）中小企業者等の賃上げ促進税制の概要

		税額控除率		
		基本	上乗せ	
			教育訓練費の増加率5%以上等の要件	子育て支援（くるみん認定）、女性活躍推進（えるぼし認定）に関する要件
中小企業者等	賃上げ率（雇用者全体の給与総額増加率）+1.5%以上	雇用者全体の給与増加額×15%	+10%	+5%
	賃上げ率+2.5%以上	同上×30%		
	控除限度額	当期の法人税額等×20%を上限		
	繰越控除	控除限度超過額は5年間の繰越しが可能（繰越控除をする年度においても賃上げが必要）		

※大企業、中堅企業に対する制度概要については記載を省略している。

（注）中小企業者等とは

- ・出資金等の額が1億円以下の法人
- ・出資金等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人